

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第9号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第27号中「生活保護・住宅支援給付就労支援員」を「生活保護就労支援員」に改め、同表中第54号を第55号とし、第47号から第53号までを1号ずつ繰り下げ、同表第46号職名の

欄を

放課後児童支援員	主任支援員
	副主任支援員
	支援員

に改め、同号を第47号とし、同表中第45

号を第46号とし、第42号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の1号を加える。

42	放課後寺子屋やまとコーディネーター	月額	221,000
----	-------------------	----	---------

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。